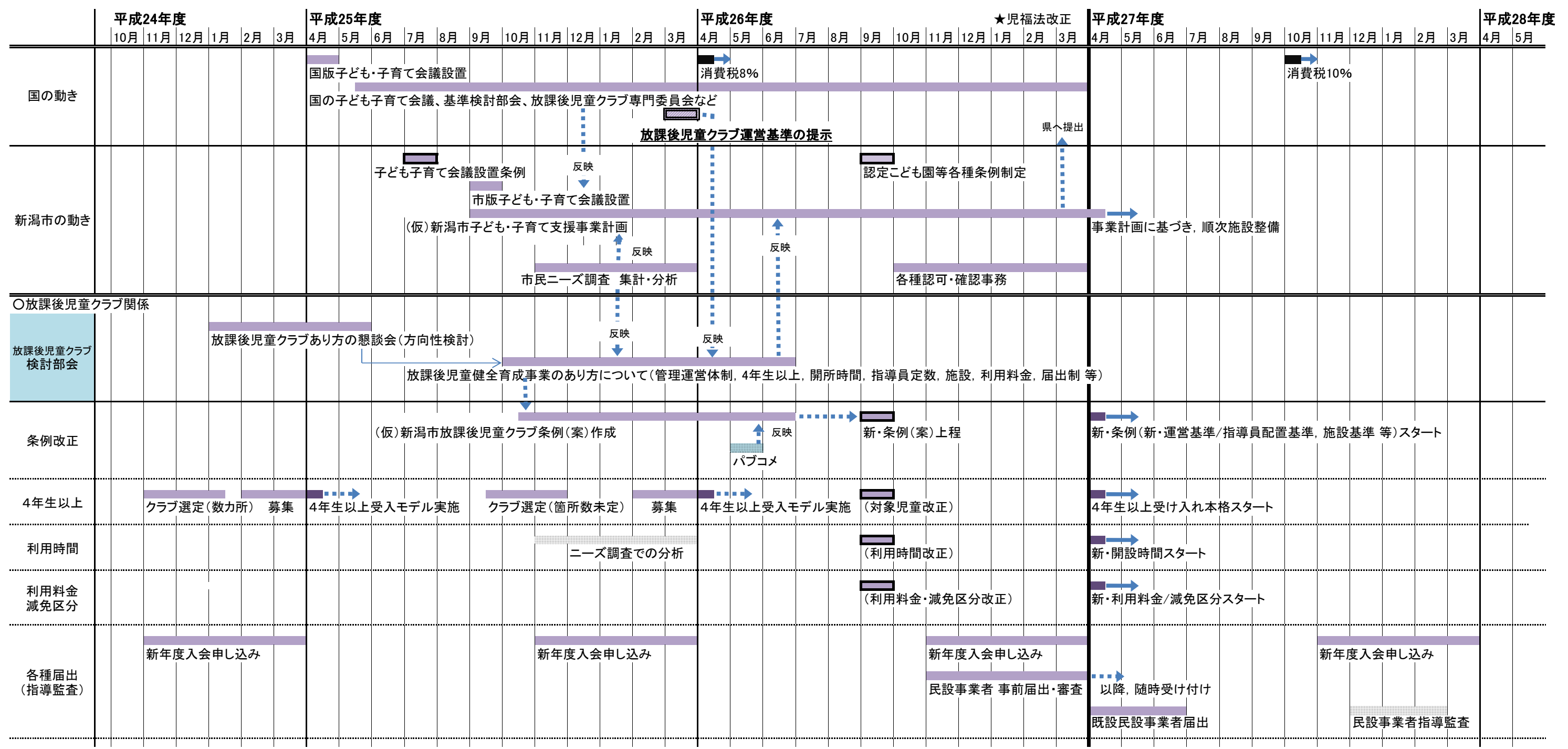


ひまわりクラブ（放課後児童クラブ）制度改正 ロードマップ（予定）



- 児童福祉法の主な改正点について(放課後児童健全育成事業関連) 【施行】平成27年1月1日から翌年の4月1日までの間
- ① 対象者：小学校3年生まで → 小学校6年生まで
 - ② 届出制：国、都道府県以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合、事業開始後1カ月以内に市長に届出 → 事業開始前に市長に届出
 - ③ 条例化：条例設置の義務なし → 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない
 - ④ 指導員：国のガイドラインによる規定(資格要件)のみ → 従事する者及びその員数については、厚生労働省令で定める基準に従い条例化すること
 - ⑤ 設備等：国のガイドラインによる規定(1.65㎡以上)のみ → 設備、施設については、厚生労働省令で定める基準を参酌し条例化すること
 - ⑥ 検査等：規定なし → 市長村長は放課後児童健全育成事業を行う者に対し、報告を求め、立ち入り、検査ができる
 - ⑦ 命令等：規定なし → 市長村長は、放課後児童健全育成事業を行う者に対し、違反、不当な営利、児童の処遇について不当な行為をした場合は、事業の制限又は停止を命令できる
 - ⑧ 促進：規定なし → 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付その他必要な措置を積極的に講ずることで、社会福祉法人その他多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業を促進し、供給を効率的かつ効果的に増大させること